

今回は見逃すことができない増税について、書きたいと思います。

平成 23 年 相続税・贈与税改正

(12 月 16 日付の税制改正大綱によれば)

I 相続税の改正 平成 23 年 4 月 1 日以後に開始した相続から適用

1. 基礎控除額の引き下げ

現行

5 0 0 0 万円 + 1 0 0 0 万円 × 法定相続人

改正案

3 0 0 0 万円 + 6 0 0 万円 × 法定相続人

2. 死亡保険金の非課税限度額

現行

5 0 0 万円 × 相続人の数

受取額から控除

改正案

5 0 0 万円 × 法定相続人 (未成年・障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一の相続人に限る)

3. 相続税率の見直し

現行

課税額 税率

1,000 万円以下 10%

3,000 万円以下 15%

5,000 万円以下 20%

1 億円以下 30%

3 億円以下 40%

3 億円超 50%

6 億円以下 50%

6 億円超 55%

改正案

課税額 税率

1,000 万円以下 10%

3,000 万円以下 15%

3,000 万円以下 20%

1 億円以下 30%

2 億円以下 40%

3 億円以下 45%

4. 未成年者及び障害者の税控除の増額

(1) 未成年者控除

現行 = 20 歳まで 1 年あたり 6 万円

改正案 = 20 歳まで 1 年あたり 10 万円

(2) 障害者控除

現行

① 一般の障害者 (3 級・4 級障害) は 85 歳まで 1 年あたり 6 万円

②特別障害者（1級・2級障害）は85歳まで1年あたり 12万円
改正案

①一般の障害者 10万円

②特別障害者 20万円

II贈与税の改正 平成23年1月1日からの贈与に適用

1.20歳以上の者（子・孫）が直系尊属から受贈した贈与の税率の緩和

現行	改正案
税率	税率
200万円以下の金額 10%	同左
300万円 // 15%	400万円以下の金額 15%
400万円 // 20%	600万円 // 20%
600万円 // 30%	1,000万円 // 30%
1,000万円 // 40%	1,500万円 // 40%
—	3,000万円 // 45%
1,000万円超の金額 50%	4,500万円 // 50%
—	4,500万円超の金額 55%

2. 上記イ以外の贈与税は税率の強化

現行	改正案	税率
税率		税率
200万円以下の金額 10%	同左	
300万円 // 15%	同左	
400万円 // 20%	同左	
600万円 // 30%	同左	
1,000万円 // 40%	同左	
—	1,500万円以下の金額 45%	
1,000万円超の金額 50%	3,000万円 // 50%	
—	3,000万円超の金額 55%	

3. 相続時精算課税贈与制度の対象者拡大

(1) 現行制度の概要

生前贈与について受贈者の選択により、従来の暦年課税制度（年間110万円の基礎控除額の利用）に替えて、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その後の贈与者の相続時にその贈与財産と相続財産との合計した金額を元に計算した相続税額から、贈与時に支払った贈与税を控除することにより贈与税と相続税を通算した納税をする制度です。この制度を選択すると生前の贈与に対して2,500万円の贈与税の非課税枠が与えられます

適用対象者

①贈与者は贈与をした年の1月1日で65歳以上の親

②受贈者は贈与をした年の1月1日で20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含みます）

(2) 改正案

イ 受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加します

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

ロ 贈与者の年齢要件をも60歳以上に引き下げ

この改正によって相続税の納税者は、年間約4.8万人から7万人程度に増え、税収は2千億～3千億円程度が増加する見通しだそうです！

そこで対策として有効なのが、清算課税制度で受け取り運用することになります。

仮に2,500万円を受け取って運用がうまくいき、5,000万円になったとします。

でも、実際の課税対象は2,500万円です。これを一緒に活用して備えましょう！！